

保護者様

年 月 日

保育所長

保育所で予防すべき感染症にかかった場合の取り扱いについて

次の表にあげた病気にかかっている場合、他の入所児に感染するおそれがありますので、病気が治るまで本人の出席を停止させていただきます。病気が治って登所する時は、下記の「治癒証明書」に医師の証明をもらった上で保育所に提出して下さい。

※ 保育所は、児童福祉施設であり学校ではありませんが、保健管理は、学校保健安全法が適用されています。

保育所で予防すべき感染症		登所再開のめやす
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう	病気が治って、医師の許可があるまで
	南米出血熱 マールブルグ病 ペスト	
	ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア	
	鳥インフルエンザ	
第二種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、解熱をした後3日を経過するまで
	百日咳	特有な咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	麻疹(はしか)	解熱をしたあと3日を経過するまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状がとれて2日を経過するまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
第三種	髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	症状が改善し、医師により感染のおそれがないと認められるまで
	コレラ 腸チフス	
	赤痢 パラチフス	
	流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎		

※ 上記の表は基準であって、医師の証明があればこの限りではありません。

.....きりとりせん.....

治癒証明書

氏名 _____

保育所名 _____ 保育所 _____

学校感染症(_____)が治癒したので

年 月 日より登所可能と認めます。

平成 年 月 日

医療機関名

医師名

印